山形県スキー連盟スノースポーツ活性化特別委員会設置規程

令和2年10月24日制定

(目 的)

第1条 山形県スキー連盟規約第3条の規定に基づき、スノースポーツの普及と発展を促進する ことを目的とする。

(名 称)

第2条 この会の名称を、山形県スキー連盟スノースポーツ活性化特別委員会と称し、事務局を 山形県スキー連盟に置く。

(事 業)

- 第3条 この会は、第1条に定めた目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) スノースポーツの活性化を促進するための企画・立案
 - (2) スノースポーツの活性化を促進するための啓もう・提言
 - (3) その他、目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 この会は、山形県スキー連盟役員及び専門員並びに有識者をもって構成する。

(役 員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 若干名
 - (3)委員 若干名
 - (4)幹事 若干名
- 2 役員の任期は、令和4年7月31日までとする。

(役員の職務)

- 第6条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

(会 議)

- 第7条 委員会は委員長が招集する。
- 2 委員会は、第3条に定める事業を審議し、活動するものとする。
- 3 委員会は、活動状況を理事会に報告するものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(附 則)

この規程は、令和2年10月24日から施行する。